西日本こども研修センターあかし

2024 年度(令和６年度)

研　修　概　要

公益財団法人　こども財団

西日本こども研修センターあかし

National Training Center for Prevention of Child Abuse and Neglect

虐待・思春期問題情報研修センター

目　　次

Ⅰ　基本理念 …… 2

Ⅱ　研修の考え方 …… 2

Ⅲ　研修の方法 …… 2

Ⅳ　2024年度（令和６年度）の企画方針 …… 4

Ⅴ　申込方法 …… 8

Ⅵ　2024年度（令和６年度）研修一覧　（実施月別） …… 10

Ⅶ　研修内容

１．研修企画担当者等養成研修 …… 12
２．意見表明等支援事業企画担当者研修 …… 13
３．一時保護施設指導者研修 …… 14
４．児童心理司指導者研修 …… 15
５．シリーズ研修「こどもの自傷・自殺～私たちにできる次の一歩～」【オンライン】 …… 16
６．指導教育担当児童福祉司任用前研修［法定研修］ …… 17
７．市区町村こども家庭支援指導者研修 …… 20
８．児童相談所メタスーパーバイザーブロック研修 …… 21
９．乳児院職員指導者研修 …… 22
10．母子保健担当指導者研修 …… 23
11．児童相談所弁護士・児童福祉司等合同研修 …… 24
12．児童養護施設職員指導者研修 …… 25
13．児童相談所設置自治体里親担当者研修 …… 26

Ⅷ　こども家庭センター支援事業 …… 27

⑴　アドバイザー派遣
⑵　統括支援員基礎研修の動画配信
⑶　統括支援員指導者養成研修

Ⅸ　こども家庭ソーシャルワーカー養成プロジェクト …… 28

地図・アクセス …… 30

Ⅰ　基本理念

こどもを権利の主体とする「子どもの権利条約」の理念を基本姿勢とし、全国のこども虐待対応機関の指導的立場にある職員等を対象として、こどもの最善の利益を最優先する支援を行うための専門的知識・実践的支援技術の習得に資する研修を行うことにより、こども虐待のない社会の実現を目指します。

Ⅱ　研修の考え方

こどもや家庭への支援における高度な実践力を有する指導者を育成し、全国的なネットワークを形成するとともに、新たな知見や技術の普及を通じて、わが国におけるこども虐待及び思春期問題への支援の質の向上を図ります。その目標に向かって、受講者と講師等が共に学びあい、現場の実情に応じた適切な対応を工夫し作り上げていくための研修を実施していきます。

Ⅲ　研修の方法

西日本こども研修センターあかし（以下、当センター）の研修は、①参集研修、②アウトリーチ研修、③オンライン研修で構成されています。それぞれの研修スタイルの特徴を活かし、実践に役立つ知識やスキルを受講者が主体的に学べるよう、現場での活用を目指した研修デザインで構成しています。

指導的立場にある支援者は、支援業務や人材育成にかかる期待と負担は大きく、専門性の向上と併せて、エンパワメントされる機会が必要です。心理的安全性のもと、講師や受講者間のコミュニケーションを深め、コネクションが活性化する研修の場を目指します。

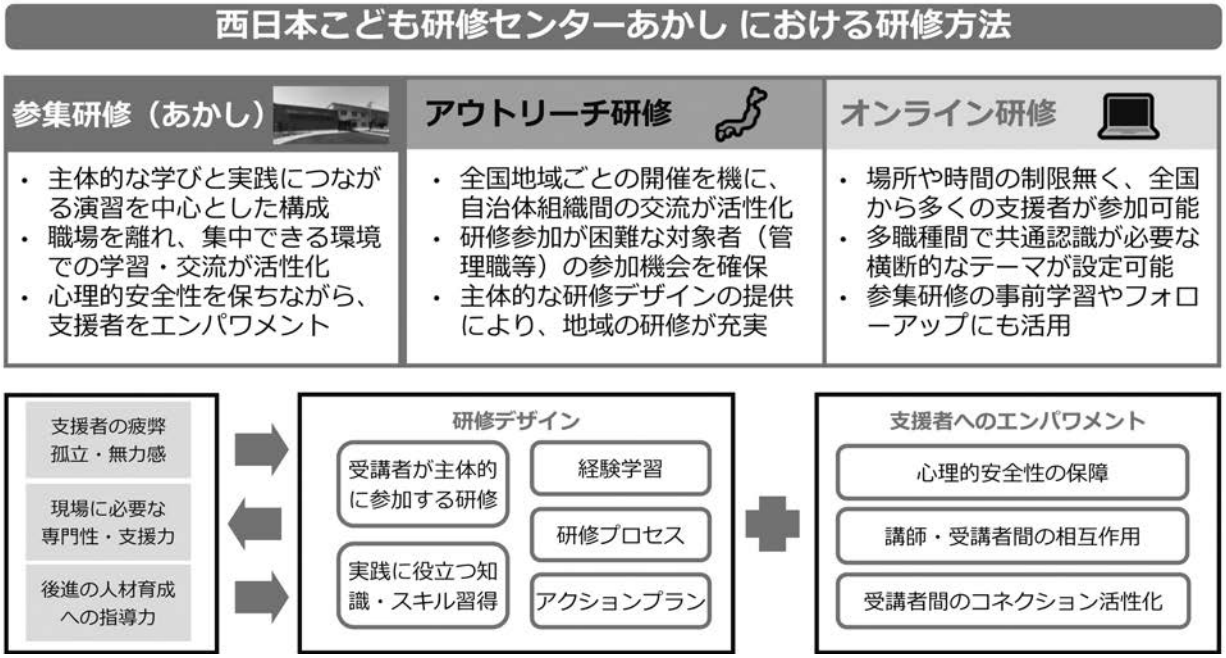

１．事前課題

事前課題は、研修によって内容は異なりますが、概ね以下の課題に取り組んでいただきます。

- フェイスシート：機関の現状、参加動機等をまとめ、グループ討議等の資料とする。
- 事例資料の作成：実際に対応した事例を提出する。
- オンデマンド受講：指定された期間内にオンデマンド動画を視聴する。
- アンケート：現状や課題等を尋ねるアンケートに回答する。

２．研修内容

研修は１日から２泊３日の日程としています。

研修内容としては、特にグループ討議や事例検討等の参加型の科目を重視しています。

- 講　　義：先進的で現場に有用な知見、理論、技術等に関する講義から学ぶ。
- 演　　習：討議、ワーク、ロールプレイ等で体験的に学ぶ。
- 実践報告：先進的な取組について、実施機関・自治体の報告から学ぶ。
- グループ討議：数名の小グループで、情報交換やテーマに即した討議を行う。
- 事例検討：グループに分かれて、事例の理解を深める。
- 振り返り：受講後に、研修から得られた気づきや学びを振り返り、記載する。

（用語の説明）

- 参集研修：当センターにおいて開催する研修
- アウトリーチ研修：当センターの職員や講師が全国各地の会場に出向いて開催する研修
- オンライン研修：当センターがインターネットを通じて開催する研修
  - ライブ配信：オンラインの中で、当センターが指定する日にリアルタイムで配信する講義、演習等を受講すること
  - オンデマンド配信：オンラインの中で、当センターが指定する期間内において、動画視聴により講義等を受講すること
- フォローアップ：研修受講後に一定の期間を設け、受講後の実践状況や振り返り等を行うこと

Ⅳ　2024年度（令和６年度）の企画方針

１．幅広いニーズに対応するための研修内容の拡充

当センターの2024年度研修計画では、2022年の児童福祉法改正（以下「法改正」という。）に伴う「こども家庭センター」や「こどもの権利擁護」等の新たな事項に関連した指導的立場にある支援者の養成が求められています。

以上に加えて、幅広い受講者のニーズに対応するため、受講者が主体的に学ぶ「アクティブラーニング」「受講者同士の交流機会の提供」「支援者間の協働」等をコンセプトとし、研修内容の拡充を図りました。

２．参集開催のメリットを充分に活かした研修計画

参集による研修では、当センターが大切にしている「実践に役立つ学び」「講師と受講者間での相互の学び」「受講者間の交流によるネットワーク」を最大限に活かすことを目的に、講義中心の形式から、小グループでの討議や事例検討、ロールプレイ等の演習を導入しています。指導的立場にある支援者にとって、職種や機関を問わず新任職員等への人材育成が急務となっています。このことから、人材育成における主要な知識・スキルとして広く活用されている「コーチング」「ファシリテーション」等を習得する演習を積極的に採り入れています。

３．アウトリーチ研修の展開

児童相談所を対象とした研修では、管理指導的立場にある職員を対象として、引き続き「児童相談所メタスーパーバイザーブロック研修（2024年度より名称変更）」を実施します。2024年度も児童相談所における共通のテーマや課題についての学びや討議を通じて、全国や各ブロック内の児童相談所間の繋がりを作り、今後のネットワーク構築の機会とします。

市区町村を対象とした研修では、従来の「子ども家庭総合支援拠点の設置等を支援するアドバイザー派遣事業」を、法改正に伴って「こども家庭センター支援事業」に発展させ、自治体が「統括支援員」を育成する研修の企画･運営を支援する、アウトリーチ研修「統括支援員指導者養成研修」を実施します。

４．オンライン研修の拡充

オンライン研修では、こどもの支援にまつわる喫緊のテーマについて、全ての支援者が共通理解と協働への認識を深める機会とするため､昨年度まで実施してきました各オンライン研修を統合し、一つのテーマを数回にわたって学ぶ「シリーズ研修」を実施します。

参集型の研修においても、事前にオンデマンドによる講義動画を受講し、事前学習に活用するプログラムを一部の研修で引き続き導入します。また、研修を終えた一部のプログラムの研修受講者には、現場に戻ってからの実践状況の共有や、学習内容の振り返りを目的に、参加のハードルが比較的低いオンラインを活用してのフォローアップ研修を拡充していきます。

5．対象機関別研修の充実

⑴　児童相談所・児童相談所設置自治体

児童相談所については、児童福祉司、児童心理司、一時保護所職員、弁護士等を対象とした研修を引き続き実施します。また2024年度は、家庭養育の推進に向けた里親担当者を対象とした研修や、児童相談所設置自治体職員を対象とした「意見表明等支援事業」に関する研修を実施します。

⑵　市区町村

市区町村の役割や支援力の向上のため、様々な施策が進められています。さらに「こども家庭センター」が法定化されるなど、市区町村の役割はますます大きくなっています。

当センターでは、参集による「市区町村こども家庭支援指導者研修」を上述の「こども家庭センター支援事業」と関連して実施することにより、市区町村職員等を対象とした研修を展開していきます。また、統括支援員を対象とした基礎研修の動画配信を実施します。

⑶　母子保健機関

母子保健機関に所属する支援者は、特に死亡事例との関連が高く、担当する事案の対応力向上、関係機関との連携が密に求められます。2024年度は「特定妊婦」をテーマとし、支援に必要な専門的知識やスキルの向上と他職種との連携のあり方について学ぶ機会とします。

⑷　児童福祉施設

児童福祉施設に関しては、施設の小規模化・地域分散化の推進、フォスタリング機能や市区町村と連携した在宅支援機能等を備えた高機能化・多機能化の方針が示されています。これらの動向をふまえ、2024年度も「乳児院職員指導者研修」「児童養護施設職員指導者研修」では、児童福祉施設が行う家庭支援や職員の人材育成等をテーマとした研修を実施します。

6．あらゆる職種・職域の支援者を対象としたシリーズ研修

当センターでは、こども虐待や思春期問題を多角的な視点や重層的な考え方で理解していくことを目的に、すべての支援者を対象に、新たに「シリーズ研修」【オンライン】を実施します。

2024年度は、「こどもの自傷･自殺」をテーマとし、こどもの自傷･自殺の背景の理解、支援や連携、危機介入等のあり方を学び、全ての支援者にとって、実践力の向上と関係機関との連携強化を図る機会とします。

7．研修企画担当者の企画力強化のための研修

自治体や関係機関に所属する研修企画を行う者等を対象に、効果的な研修の企画実施ができることを目的とした、「研修企画者等養成研修」を実施します。受講者がその後所属等で企画実施した研修成果については、年度末に開催の「フォローアップ研修」にて共有し、自治体や関係機関でのさらなる研修実施の充実に繋げます。

2024年度 西日本こども研修センターあかし 研修事業の方針

研修事業のコンセプト

- 研修デザイン
- 支援者支援
- アクティブラーニング
- 交流機会の提供
- 多様な参加者
- イノベーション

＋

児童福祉法改正に伴う事項

市区町村

- 家庭支援事業
- 地域子育て相談機関
- サポートプラン
- 市区町村の利用勧奨措置
- こども家庭センター

統括支援員

児童相談所

- 一時保護施設設備運営基準
- 司法審査
- こどもの権利擁護

社会的養育

- 里親支援センター
- 自立生活援助事業

意見表明等支援員

こども家庭ソーシャルワーカー

↓

【2024年度における研修事業の方針】

- 新たな事項に関連した指導者養成研修・フォローアップを拡充
- 参集のメリットを活かしたアウトリーチ研修の展開により、全国各地の支援を活性化
- オンライン研修を統合し、多職種の支援者が協働していくテーマを継続的に学ぶ

MEMO

Ⅴ　申込方法

【申込手順】

①当センターのホームページ（https://akashi-nkkc.jp/）に、研修のご案内を随時掲載します。
研修別に入力フォームを開設します。必要事項を入力して、研修受講申込を完了してください。

- 別途お知らせしておりますパスワードを入力の上、申込してください。
- 申込にあたっては、経験年数等の受講要件を確認の上、必ず所属されている機関・施設の承認を得てください。

②申込完了後すぐに、申込受付確認メールが入力フォームに登録したアドレス宛に自動返信されます。確認メールが届かない場合は当センターまでご連絡ください。

③申込締め切り後、およそ３週間以内に参加の可否をお知らせするメールを送信します。

- 申込が多数の場合は、経験年数等を考慮した上で、参加者を決定します。
  参加の可否いずれの場合も、入力フォームに登録したアドレス宛に通知メールを送信しますので、必ずご確認ください。

≪個人情報の取扱い≫

登録された個人情報は、当センターが行う、申込者との連絡、研修受講者に配布する受講者名簿の作成、業務統計、情報発信に使用します。それ以外の用途には、使用しません。

申込から受講決定までの流れ

①研修受講申込
≪ホームページ≫

⇨

②申込受付確認
≪メール≫
注）届かない場合はご連絡ください

⇨

③参加可否のお知らせ
≪メール≫
注）申込締切後、およそ３週間以内に届かない場合はご連絡ください

【費用等】

資料代　　２，０００円

- 研修内容によって、資料代の有無等が異なりますのでご確認ください。
- 詳細は各研修の募集時の研修要項をご確認ください。

※指導教育担当児童福祉司任用前研修（法定研修）は、下記委託料が発生します。

各期の委託料　　２７，０００円

- 法定研修への参加は、所属する自治体等と公益財団法人こども財団との委託契約の締結が必要です。
- 受講者一人当たりの前期/後期ごとの委託料です。通年の委託料は倍額になります。

【その他】

当センターでは宿泊施設等の斡旋や食事の提供は行っておりません。
各自でお手配いただきますようお願いいたします。

Ⅵ　2024年度（令和６年度）研修一覧 （実施月別）

	研　修　名	対　象　機　関	日　程	申込期間	定員
随時	㊐統括支援員基礎研修の動画配信 （こども家庭センター支援事業）	市区町村統括支援員	４月～３月	４月上旬	約500
４月	研修企画担当者等養成研修①	都道府県・市区町村・児童福祉施設・児童家庭支援センター・里親支援センター等	４月25日～26日	３月中旬	40
５月	㊐意見表明等支援事業 企画担当者研修	児童相談所を設置する自治体	５月23日～24日	３月中旬	60
	㊐統括支援員指導者養成研修 （こども家庭センター支援事業）	市区町村・都道府県	５月～６月 （４会場）	３月下旬	各45
６月	一時保護施設指導者研修	児童相談所・一時保護専用施設（児童養護施設等）	６月５日～７日	４月上旬	60
	児童心理司指導者研修	児童相談所	6月19日～21日	４月中旬	60
７月	㊐シリーズ研修 「こどもの自傷・自殺～私たちにできる次の一歩～」 【オンライン】	全機関	７月～11月 （全４回）	５月上旬	400
	㊟指導教育担当児童福祉司 任用前研修Ａ＜前期課程＞	児童相談所	７月10日～12日	４月中旬	60
	㊟指導教育担当児童福祉司 任用前研修Ｂ＜前期課程＞	児童相談所	７月24日～26日	４月中旬	60
８月	㊟指導教育担当児童福祉司 任用前研修Ｃ＜前期課程＞	児童相談所	８月７日～９日	４月中旬	60
	市区町村こども家庭支援指導者研修	市区町村・都道府県・児童家庭支援センター	８月21日～23日	６月下旬	60
	児童相談所メタスーパーバイザーブロック研修	児童相談所	８月～10月 （６会場）	６月上旬	各30～40
９月	乳児院職員指導者研修	乳児院	９月25日～27日	７月下旬	60
11月	母子保健担当指導者研修	市区町村・保健所・児童相談所	11月６日～８日	９月上旬	60

	研　修　名	対　象　機　関	日　程	申込期間	定員
12月	児童心理司指導者研修 ＜フォローアップ＞ 【オンライン】	児童相談所	12月上旬	10月上旬	60
	㊟指導教育担当児童福祉司 任用前研修Ａ＜後期課程＞	児童相談所	12月18日 ～20日	４月中旬	60
1月	㊟指導教育担当児童福祉司 任用前研修Ｂ＜後期課程＞	児童相談所	１月８日 ～10日	４月中旬	60
	㊟指導教育担当児童福祉司 任用前研修Ｃ＜後期課程＞	児童相談所	１月22日 ～24日	４月中旬	60
2月	㊦児童相談所弁護士・児童福祉司等 合同研修	児童相談所	２月６日 ～７日	12月上旬	50
	児童養護施設職員指導者研修	児童養護施設	２月19日 ～21日	12月中旬	60
3月	㊨児童相談所設置自治体 里親担当者研修	児童相談所・児童相談所を設置する自治体	３月６日 ～７日	１月上旬	60
	市区町村こども家庭支援 指導者研修＜フォローアップ＞ 【オンライン】	市区町村・都道府県・ 児童家庭支援センター	３月中旬	12月上旬	60
	研修企画担当者等養成研修② 【オンライン】	都道府県・市区町村・児童福祉施設・児童家庭支援センター・里親支援センター 等	３月14日	12月上旬	200

㊟：法定研修　　㊨：新規研修　　㊦：既存の研修との統合研修

- 実施日は変更の可能性があります。最新の情報は当センターのホームページでご確認ください。

- ㊨統括支援員指導者研修の詳細は、こども家庭センター設置支援事業（27P）をご参照ください。

Ⅶ　研修内容

１．研修企画担当者等養成研修

（テーマ：効果的な「研修デザイン」の基本を学ぶ）

１　目　的　こどもや保護者の多様なニーズに対応できる支援者の育成が求められており、支援者の養成に係る研修のニーズが増大しています。

本研修では、受講者が主体的に学び、実践に役立つ効果的な研修（研修デザイン）が実施できるよう、企画から開催、フォローアップまでの手順を学び、所属する自治体や機関において研修実施することを目的とします。なお本研修は、参集とオンラインの二通りの研修を実施します。

２　対　象　研修企画及び実施を行う、都道府県、市区町村、児童福祉施設、児童家庭支援センター、里親支援センター等の職員

３　定　員　①　40名【参集】
②　200名【オンライン】

４　期　間　①　2024年４月25日（木）～４月26日（金）（２日間）
②　2025年３月14日（金）

５　内　容

	時　間	科　目　・　内　容
研修企画担当者等養成研修①	１日目 13：00～ 17：30	１．研修デザインの基本 • 企画から実施､フォローアップまでのプロセスをふまえた研修デザイン ２．経験学習を活かした研修 • 研修対象者の分析、目的設定 • グループ討議を活用した企画案の検討
	２日目 ９：15～ 16：00	３．研修企画の実践 • 研修企画案の作成 • 研修企画案の共有と更なる検討 ４．効果的な研修実施に向けて • 研修実施の際のポイント、研修の場づくりの工夫 • 研修実施後のフォローアップ • こども家庭福祉領域で必要とされる研修とは
研修企画担当者等養成研修②	１日目 13：00～ 17：30	１．研修デザインの実践 • 実施した研修の報告 ２．フォローアップ • さらなる実践に向けての検討

※研修内容については変更する可能性があります。

２．意見表明等支援事業企画担当者研修

（テーマ：意見表明等支援事業の円滑な実施に向けて）

１　目　的　法改正により、意見聴取等措置が義務化されました。それに加えて、各都道府県において意見表明等支援事業の実施が努力義務として課せられています。意見表明等支援事業を実施するに当たっては、実践環境の整備として、こどもや関係者への説明が必要とされています。

しかしながら、現状では児童相談所職員や里親・施設職員、一時保護所職員等の関係者は、アドボカシーについての新たな取組への不安や負担感等から、独立（専門）アドボカシーの導入や実施に対して、様々な懸念を抱くことがあります。

本研修では、都道府県等が意見表明等支援事業を開始するに当たり、当事業が円滑に機能するよう、関係者への効果的な研修の企画や実施方法について学びます。

２　対　象　都道府県、政令市、児童相談所設置中核市・特別区において、意見表明等支援事業に関わる自治体職員

３　定　員　60名

４　期　間　2024年５月23日（木）～５月24日（金）（２日間）

５　内　容

時　間	科　目　・　内　容
１日目 13：00～17：30	１．こどもの権利擁護スタートアップマニュアルの理解と実際 • こどもの意見聴取等措置 • 意見表明等支援事業 • こどもの権利擁護に係る環境整備 ２．各自治体の現状・先進自治体の実践報告
２日目 ９：15～16：00	３．当事者や独立（専門）アドボケイトの声から学ぶ ４．児童福祉関係者（制度的アドボカシー）に向けた説明及び研修づくり • アドボカシーの意義や役割について、ロールプレイ等を通じて学ぶ • 研修企画・運営のポイント

※研修内容については変更する可能性があります。

３.一時保護施設指導者研修

（テーマ：一時保護施設におけるこどもの権利擁護を実装するために）

1　目　的　2024年３月に、一時保護施設の設備・運営基準が定められ、一時保護ガイドラインが改正されました。建物の構造等のハード面のみならず、ソフト面での対応も更新していくことが求められます。特に、一時保護施設におけるルールや日課、権利制限について、慣習として根付いていたものを見直し、一時保護されたこどもたちの個々のニーズに応じたケアを提供し、こどもたちの意見表明の機会を保障することが求められます。

2　対　象　一時保護施設の管理者及び指導教育担当職員（一時保護施設における業務又は児童相談所における児童の福祉に係る相談援助業務に通算しておおむね５年以上従事した経験を有する者）。一時保護専用施設（児童養護施設等）で指導的立場にある者。

なお、本研修は、一時保護施設の設置・運営基準において、管理者及び指導教育担当職員が必要な知識の習得及び資質の向上のために受講を義務付けられたものであり、こども家庭庁長官に指定されたものです。

3　定　員　60名

4　期　間　2024年６月５日（水）～６月７日（金）（３日間）

5　内　容

時　間	科　目　・　内　容
１日目 13：00～17：30	１．全国の一時保護施設におけるケアの現状 ２．当事者の声を基にしてルールや日課を振り返る
２日目 ９：15～17：30	３．急激な分離体験がこどもに与える影響 ４．一時保護におけるケアのあり方 ５．一時保護施設設備・運営基準、新しい一時保護ガイドライン • 実装、実践するための方法の検討
３日目 ９：15～12：45	６．一時保護施設におけるこどもの権利擁護 • 制度的アドボカシーと独立（専門）アドボカシー • ロールプレイによるアドボカシーの理解と実践

※研修内容については変更する可能性があります。

４．児童心理司指導者研修

（テーマ：チームにエンゲージメントする児童心理司）

１　目　的　近年児童相談所での相談内容は多様化しており、相談ニーズのない保護者や児童に対するアウトリーチ型の支援、家族全体をアセスメントする専門性、そして児童相談所内の他職種との連携や施設職員、里親等との協働が強く求められています。また、新任職員が増加し、人材育成も喫緊の課題です。

本研修では、チームアプローチにおける児童心理司の多様な役割や、実践的なスーパービジョンを学ぶことで、児童心理司の役割を省察し、意欲を高めることを目的とします。

２　対　象　児童相談所児童心理司経験通算５年を満たした指導的立場（スーパーバイザー含む）の児童心理司で、事例（担当事例又は指導を担当している児童心理司の事例）の報告が可能な者

３　定　員　60名

４　期　間　2024年６月19日（水）～６月21日（金）（３日間）

※研修受講後のフォローアップ研修を実施します（2024年12月上旬）

５　内　容

時　間	科　目　・　内　容
１日目 13：00～17：30	１．児童心理司指導者が抱える課題 ２．児童心理司に期待される役割
２日目 ９：15～17：30	３．チームアプローチとエンゲージメント • 児童相談所で出会う家族のアセスメント • チームアプローチにおける包括的アセスメント • 事例を用いたチームへのエンゲージメントの検討
３日目 ９：15～12：45	４．人材育成 • 事例を用いた実践的なスーパーバイズの進め方

※研修内容については変更する可能性があります。

５．シリーズ研修「こどもの自傷・自殺～私たちにできる次の一歩～」【オンライン】

1　目　的　　こどもの『自傷』は増加の一途を辿っており、また、10～19歳までの死因第１位は『自殺』となるなど（※）、こどもに関する喫緊の課題となっています。こどもの究極の“声なきSOS”として自傷や自殺を捉えた時、こどもの支援に携わる私たちにできることは何でしょうか。近年の研究では、自殺はその直前まで、生きたいという思いと、消えて楽になりたいという思いの間を揺れ動くことがわかってきています。その揺れの狭間で、支援者にできることを知ること。こどもの声なき声を丁寧に受けとめること。そして、私たち支援者も他者から支えられる必要があると認めること。これらの学びを深める中で、私たちにできる次の一歩を具体的につかみ、実践へ活かすことを目的とします。

※2022年人口動態統計

2　対　象　　こども支援に関わるあらゆる職種・職域の支援者

- 原則、全ての回（４回）を視聴できる方
- オンラインによる受講が可能である方

3　定　員　　400名

4　期間・配信方法

2024年７月５日（金）から11月までの間に、オンデマンドによる配信（計３回）を予定。その後、11月下旬にライブ配信を実施します。

5　内　容

配信内容として、以下を予定しています。

- 自傷・自殺の背景にあるもの
- こどもの声なき声を受けとめるということ
- 多機関連携によるチームアプローチの可能性
- 支援者が支えられることの必要性
- 支援現場からの実践報告
- その他

６．指導教育担当児童福祉司任用前研修［法定研修］

（テーマ：学び合い、繋がり合いながら、現場のリーダーとなる）

１　目　　的　以下の点を到達目標として、児童福祉法に定められた本研修を実施する。

- こどもの権利を守ることを最優先の目的としてソーシャルワークを指導することができる。
- 適切なこども家庭ソーシャルワークが行える人材を育成することができる。

２　対　　象　児童福祉司としての勤務経験年数が３年以上（※）の者、かつ、指導教育担当児童福祉司として職務を行うことが期待される者

※令和３年８月27日付家庭福祉課長通知文子家発0827第２号によると、「令和６年度末までの間の任用前研修は、児童福祉司としての勤務経験が３年未満の者であっても、指導教育担当児童福祉司として職務を行うことが期待される者を受講対象とすることも差し支えない」とされていることに留意してください。なお、児童相談所設置市においては、児童相談所を設置した日から３年を経過するまでの間は、３年未満の者であっても受講対象とされています。

３　定　　員　各日程60名（Ａ・Ｂ・Ｃの３日程があります）

４　実施方法　前期課程・後期課程共に参集（会場：西日本こども研修センターあかし）

５　期　　間

日　程 （コース）	研　修　期　間
Ａ日程	【前期】2024年（令和６年）７月10日（水）～７月12日（金）（３日間） インターバル期間中に、オンデマンド研修等に取組んでいただきます。 【後期】2024年（令和６年）12月18日（水）～12月20日（金）（３日間）
Ｂ日程	【前期】2024年（令和６年）７月24日（水）～７月26日（金）（３日間） インターバル期間中に、オンデマンド研修等に取組んでいただきます。 【後期】2025年（令和７年）１月８日（水）～１月10日（金）（３日間）
Ｃ日程	【前期】2024年（令和６年）８月７日（水）～８月９日（金）（３日間） インターバル期間中に、オンデマンド研修等に取組んでいただきます。 【後期】2025年（令和７年）１月22日（水）～１月24日（金）（３日間）

6　内　容

（6－1）指導教育担当児童福祉司任用前研修〈前期課程〉

時　間	科　目　・　内　容
1日目 13：00～ 17：30	1．スーパービジョンの基本 • グループ意見交換 • 風通しの良いチーム作りのために
2日目 9：15～ 17：30	2．こども家庭支援のためのケースマネジメント • スーパービジョンを行う上でのポイント
3日目 9：15～ 12：45	3．関係機関との連携・協働と在宅支援 4．こども虐待対応 • 虐待がこどもの人生に与える影響 • トラウマインフォームドケアの実際 • 精神疾患を抱える保護者への理解と対応 • 分離保護時の対応 5．非行対応 6．社会的養護における自立支援とファミリーソーシャルワーク • 年長児童の自立支援のあり方

※研修内容については変更する可能性があります。

（6－2）インターバル期間中の研修等（①～③が後期課程受講までに必要となります）

①　教材による受講科目【オンデマンド】

• イーラーニングを通じて、オンデマンド講義を受講します。

時　間	科　目　・　内　容
90分	【講義1】こどもの権利擁護と児童家庭福祉の現状・課題
90分	【講義2】スーパービジョンの基本
90分	【講義3】ソーシャルワークとケースマネジメント
90分	【講義4】こどもの発達と児童虐待の影響、こどもの諸問題

②　試験の実施

• イーラーニングによる試験を受講し、合格が必要となります。

③　スーパーバイズの実践

• スーパーバイズの実践を所属内で実習として行い、レポートの作成・提出を行います。

（６－３）指導教育担当児童福祉司任用前研修＜後期課程＞

時　間	科　目　・　内　容
１日目 13：00～ 17：30	１．こども虐待対応 • 死亡重症事例の検証 • 保護者・家族支援の基本
２日目 ９：15～ 17：30	２．行政権限の行使と司法手続き • 法的困難事例の検討 等 • 司法手続きの実際
３日目 ９：15～ 12：45	３．社会的養護における自立支援とファミリーソーシャルワーク • 社会的養護における永続性・継続性を担保するソーシャルワーク ４．こどもの面接・家族の面接に関する技術 ５．こども家庭支援のためのケースマネジメント • グループスーパービジョンの実践に向けて • グループスーパービジョンの振り返り ６．スーパービジョンの基本 • グループ事例検討

※研修内容については変更する可能性があります。

令和４年４月以降の指導教育担当児童福祉司の任用前研修の取扱い等について【概要】

（令和３年８月27日付け子家発0827第２号厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知）

１．ポイント

（１）令和４年４月１日以降に任用される指導教育担当児童福祉司は、任用前に研修を受講する必要があること。
　ただし、令和３年度末までに任用後研修を修了した者は、令和４年４月１日時点で任用前研修を受講したものとみなして指導教育担当児童福祉司として任用することができること。
（２）任用前研修の受講対象者は「児童福祉司として３年以上勤務した者であって、指導教育担当児童福祉司として職務を行うことが期待される者」とすること。
　ただし、令和６年度末までの間の任用前研修は、児童福祉司としての勤務経験が３年未満の者であっても、指導教育担当児童福祉司として職務を行うことが期待される者を受講対象とすることも差し支えないこと。
（３）後期課程の受講までに、筆記試験の合格が必要となること（試験はオンラインによる研修ツールを活用予定）。
（４）後期課程の受講までに、スーパーバイズの実践を実習として行い、レポートを作成・提出すること。
　後期課程では、提出されたレポートに基づくスーパービジョンを実施し、レポートを更新・提出すること。

２．研修フロー

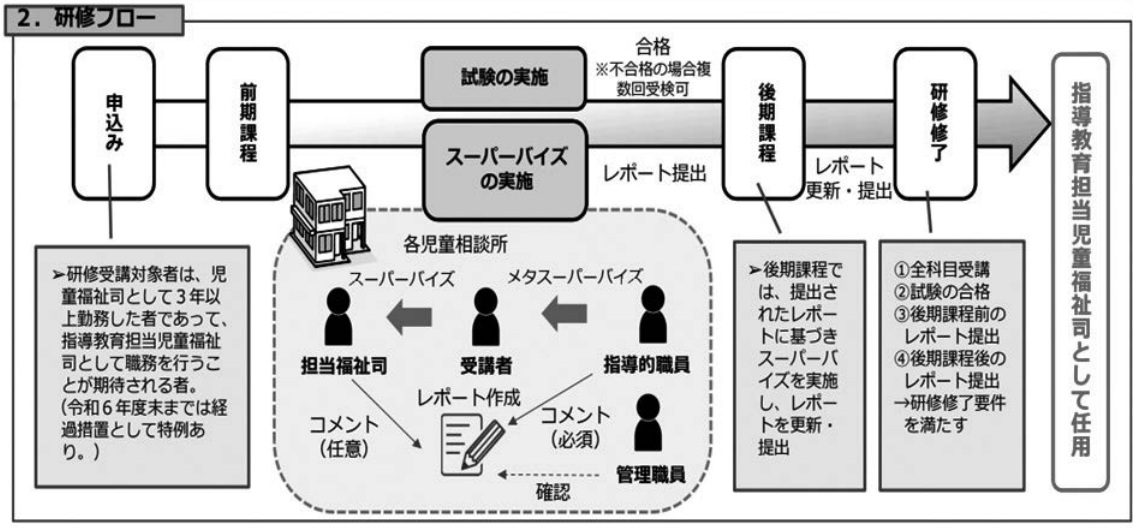

7．市区町村こども家庭支援指導者研修

（テーマ：面談場面から考えるサポートプランのあり方）

1　目　的　法改正に伴い、2024年４月から施行される、こども家庭センターの設置や統括支援員の配置等、市区町村こども家庭支援のあり方が大きく変わろうとしています。中でも、サポートプランの作成と支援の実施は、当事者の意向をより丁寧に聴取し、「ともに」考える支援が求められています。

本研修では、市区町村こども家庭支援において重要な面談場面を取り上げ、演習を通してサポートプラン作成と支援の実施を体験的に学びます。さらに、サポートプランを実施する上において必要な地域資源の開発や、効果的な多機関連携についても学びを深めることを目的とします。

2　対　象
- 市区町村のこども家庭支援業務（関係業務を含む）において指導的立場にある者
- 児童家庭支援センターにおいて指導的立場にある者
- 都道府県・児童相談所等において市区町村への支援を担当する者

3　定　員　60名

4　期　間　2024年８月21日（水）～８月23日（金）（３日間）

※研修受講後のフォローアップ研修を実施します。（2025年３月予定）

5　内　容

時　　間	科　目　・　内　容
事前学習（オンデマンド）	１．家族と支援機関を俯瞰的に捉える（システムズアプローチ）
１日目 13：00～17：30	２．市区町村における支援の強みとは ３．市区町村において必要となる法制度の理解
２日目 ９：15～17：30	４．サポートプラン作成と支援の実施 • 面談における家族のアセスメント • 初回面談のポイント • 面談演習を踏まえてのサポートプランの作成
３日目 ９：15～12：45	５．サポートプランと地域資源開発 • 先進自治体の実践報告 ６．効果的な多機関連携と協働

※研修内容については変更する可能性があります。

８．児童相談所メタスーパーバイザーブロック研修（※名称変更）

（テーマ：法改正後の児童相談所の運用を構想する）

１　目　的　　児童相談所の現場の要であるメタスーパーバイザーに対する研修の機会はほとんどありません。当センターでは、「児童相談所児童福祉司スーパーバイザ―を育成する立場にある指導的職員へのブロック研修」という名称で、過去３年にわたり、この職層の方に向けてアウトリーチ研修を実施してきました。2024年度は名称を変更し、引き続きアウトリーチ研修を提供していくこととします。

法改正は、現場の運用を大きく変えるものとなっています。これまでの実践を基に、法改正後の児童相談所の現場の在り方を考え、運用を確実に進めていくために、必要な知識や態度を学ぶことを目的とします。

２　対　象　指導教育担当児童福祉司の上席にあたる者、または、指導教育担当児童福祉司歴が概ね３年以上の者

３　定　員　30～40名（各会場）※全国６会場で開催予定

４　期　間　2024年８月から10月までの間、木曜日と金曜日の２日間

５　内　容

時　　間	科　目　・　内　容
１日目 13：00～17：30	１．各児童相談所の現状 ２．メタスーパーバイザーに求められること • 組織マネジメント（平時の対応と緊急時の対応）
２日目 9：15～16：00	３．『一時保護時の司法審査マニュアル』の運用にむけて • グループワーク／弁護士・司法関係者との意見交換 ４．意見聴取等措置の初年度の運用 • 制度的アドボカシーと独立（専門）アドボカシー

※研修内容については変更する可能性があります。

９．乳児院職員指導者研修

（テーマ：乳児院職員の専門性とこれからの人材育成）

１　目　的　　都道府県社会的養育推進計画では、施設の高機能化・多機能化が求められています。しかし、ケアニーズの高い児童や複雑な背景を持つ保護者の対応、職員の離職等による人材不足により、新たな取組を進めることが困難になっていないでしょうか。

本研修では、これからの乳児院に求められるニーズを明確にし、先駆的な実践をヒントに乳児院職員の専門性と人材育成について考えることを目的とします。

２　対　象　乳児院で基幹的職員等指導的立場にある保育士、看護師、指導員、家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、個別対応職員、心理職等で児童福祉施設経験通算５年を満たした者

３　定　員　60名

４　期　間　2024年９月25日（水）～９月27日（金）（３日間）

５　内　容

時　　間	科　目　・　内　容
１日目 13：00～17：30	１．乳児院の高機能化・多機能化の現状とこれからの展望
２日目 9：15～17：30	２．乳児院におけるソーシャルワーク ３．実践報告から学ぶ乳児院における高機能化・多機能化の実際 ４．親の生きづらさの理解と支援（親子関係再構築支援） ５．乳児院におけるアセスメント機能とその役割について
３日目 9：15～12：45	６．乳児院におけるアドボカシー • 乳幼児期のこどもの声を聴く

※研修内容については変更する可能性があります。

10. 母子保健担当指導者研修

（テーマ：特定妊婦を切れ目のない支援へ繋げるために）

1　目　的　母子保健は、妊娠期から子育て期にわたる幅広い支援を通じて、こどもの虐待予防や子育て支援等で家族に直接関わり、最もこどもの命に関わる職域であると言われています。

本研修では、特定妊婦を切れ目のない支援に繋げるために、保健師が担う役割と関係機関連携と協働のあり方について学ぶことを目的とします。

2　対　象　市区町村、保健所、児童相談所において指導的立場にある保健師等で、母子保健業務経験通算５年を満たした者、管理的立場の者

3　定　員　60名

4　期　間　2024年11月６日（水）～11月８日（金）（３日間）

5　内　容

時　　間	科　目　・　内　容
１日目 13：00～17：30	１．特定妊婦とは • 特定妊婦の定義と実態 • 特定妊婦が抱える背景の理解
２日目 ９：15～17：30	２．社会的養護と特定妊婦 ３．特定妊婦支援の実際 • 実践報告 • 事例検討 ４．支援を求めない妊産婦への支援者の姿勢や関係づくり
３日目 ９：15～12：45	５．関係機関連携と協働のあり方について • 外部機関との連携

※研修内容については変更する可能性があります。

11. 児童相談所弁護士・児童福祉司等合同研修

（テーマ：一時保護時の司法審査・こどもの意見聴取等措置の実践）

1　目　的　2016年の児童福祉法改正により、全ての児童相談所に弁護士配置が義務化されました。また、新たな児童福祉法改正により、一時保護時の司法審査、こどもの意見聴取等措置などが加わり、弁護士を含む多職種でのチームアプローチがより求められています。

本研修では、法改正に伴う実践について、情報交換を行います。さらに、事例検討や演習でより具体的な取組の方法を検討し、実際の課題や多職種協働の進め方について、児童相談所内での実践に繋げていくことを目的とします。

2　対　象
- 児童相談所に勤務している弁護士（常勤・非常勤・嘱託を問わない）
- 児童相談所において児童福祉司･児童心理司等としての勤務経験年数が３年以上かつ、指導的立場にある者

3　定　員　50名

4　期　間　2025年２月６日（木)～２月７日（金）（２日間）

5　内　容

時　　間	科　目　・　内　容
事前学習（オンデマンド）	１．こどもの権利擁護と意見聴取等措置（仮題）
１日目 10：15～17：30	２．多職種協働とファシリテーション ３．各地域での実践報告
２日目 ９：15～16：00	４．一時保護時の司法審査について ５．こどもの意見聴取等措置について

※研修内容については変更する可能性があります。

12. 児童養護施設職員指導者研修

（テーマ：小規模化の課題とこれからの展望、こどもの視点に立った自立支援）

1　目　的　社会的養護をとりまく制度は、近年劇的に変化しています。施設の小規模化、地域分散化に伴い職員配置数が手厚くなり、概ね１：１が実現している施設がでてきている一方で、人材確保・人材育成がうまくいかず、早期離職等の問題が顕著になっています。また、自立支援制度の拡充により、こども一人ひとりにあった自立の形が考えやすくなったものの、その活用には差が生じていると言われています。

本研修では、実践報告やグループ討議を通じて小規模化における人材育成、こどもの視点に立った自立支援のあり方等について学ぶことを目的とします。

2　対　象　児童養護施設で基幹的職員等指導的立場にある指導員、保育士、家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、個別対応職員、自立支援担当職員、自立支援コーディネーター、心理職、グループホーム長等で、児童福祉施設経験通算５年を満たした者

3　定　員　60名

4　期　間　2025年２月19日（水）～２月21日（金）（３日間）

5　内　容

時　　間	科　目　・　内　容
１日目 13：00～17：30	１．こどもの意見表明と参画（児童養護施設で「こどもの声を聴く」とは）
２日目 ９：15～17：30	２．小規模化の課題とこれからの展望について ３．実践報告から学ぶ小規模化の取り組み ４．小規模化における人材育成の在り方
３日目 ９：15～12：45	５．自立支援に関する制度理解 ６．こどもの視点に立った自立支援とは

※研修内容については変更する可能性があります。

13. 児童相談所設置自治体里親担当者研修

（テーマ：家庭養育を確実に推進していくために）

1　目　的　2016年の児童福祉法改正において、家庭養育優先の原則が謳われて以来、特に児童相談所設置自治体においては、各現場で里親委託推進に向けた様々な取組が展開されてきました。一方で、各自治体の取り組みについて情報共有をしたり、お互いの取組について意見交換等の機会が少ないのが現状です。上記の状況を踏まえて、当センターでは、里親関連業務にかかわる自治体職員に向けた研修の機会を設けることとしました。家庭養育を確実に進めていくために必要なこと、大切なことの学び合いを目的とします。

2　対　象　児童相談所設置自治体において、児童相談所職員または本庁職員として、里親関連業務を中心的に担っている者

3　定　員　60名

4　期　間　2025年３月６日（木）～３月７日（金）（２日間）

5　内　容

時　　間	科　目　・　内　容
１日目 13：00～17：30	１．各自治体の取組の状況 • 各児童相談所における里親関連業務の取組
２日目 ９：15～16：00	２．里親委託率の高い自治体の実践 • 里親支援センター・フォスタリング機関との協働 ３．委託されたこどもたちの権利擁護 • 「こどもの声を聴く」ということ ４　里親への支援・こどものケア • 事例検討

※研修内容については変更する可能性があります。

Ⅷ　こども家庭センター支援事業

1　目　的

法改正により各市区町村では、こども家庭センターを設置し、児童福祉と母子保健の協働を深め、切れ目のない一体的支援を提供することが期待されています。

本事業は、こども家庭センター設置運営に向けて助言を行うアドバイザーを自治体に派遣するとともに、こども家庭センターの要となる統括支援員に対するオンデマンド研修、都道府県等が実施する統括支援員に対する研修の企画・運営をサポートします。

2　事業内容

⑴　アドバイザー派遣

こども家庭センターに関する知見や実践を有する有識者や自治体職員をアドバイザーとして登録し、こども家庭センター設置促進、機能充実のための助言や講義等、自治体からの依頼内容に対応したアドバイザーの派遣調整を行います。

⑵　統括支援員基礎研修の動画配信

統括支援員を対象とした基礎研修科目の動画配信について、年間を通じて実施します。

⑶　統括支援員指導者養成研修

統括支援員を育成する研修の企画・運営を実施する者を対象としたアウトリーチ研修を全国４か所で実施します。

（対　象）　• 各自治体内における実務研修で講師となる指導的立場の統括支援員
　　• 研修を企画する都道府県、政令市の担当者

（定　員）　各45名

（日　程）　2024年度　実施予定日

- ５月９日（木）～10日（金）：西日本こども研修センターあかし
- ５月30日（木）～31日（金）：仙台市内
- ６月13日（木）～14日（金）：名古屋市内
- ６月26日（水）～27日（木）：福岡市内

（内　容）

時　　間	科　目　・　内　容
１日目 10：30～16：00	１．統括支援員に期待される役割 • 統括支援員の業務と必要なスキル • 課題と研修目標の設定
２日目 ９：15～16：00	２．研修の企画・運営 • 研修デザイン • 研修プログラムの演習

※研修内容については変更する可能性があります。

Ⅸ　こども家庭ソーシャルワーカー養成プロジェクト

1　目　的

現在、こども家庭福祉の現場、児童相談所、市区町村、保育所、児童福祉施設等では、増大する相談支援ニーズに対応できる人材の確保や育成が大きな問題となっています。定員枠が増大し予算はついたものの、必要な専門人材を確保できないため欠員状態になっているところが少なくありません。また、就職したものの、こどもや家庭のニーズに対応する専門的な知識やスキルが伴わないため、心身の不調を来し早期離職するケースも多く発生しています。そこで、2022年６月の児童福祉法改正により、こども家庭福祉の現場にソーシャルワークの専門性を十分に身につけた人材を早期に輩出することを目的として、こども家庭ソーシャルワーカー認定資格が導入されることになりました。そして、一定の実務経験のある有資格者や現任者を対象とした研修が、2024年４月より始まります。また、こども家庭庁においては、本資格取得の促進を図るため、2024年度予算において児童相談所、市区町村、保育所、児童福祉施設等の職員による資格取得できるよう、財政的な支援が予定されています。

この資格を広く現場に普及させることは、現場の対応力向上だけではなく、こども家庭福祉にかかわる専門職の社会的地位の向上にも寄与するものであり、この資格制度の導入はきわめて重要なものです。

2　プロジェクトの内容

本プロジェクトは、日本で初めて誕生するこども家庭ソーシャルワーカーが、十分な専門性を備え、現場のニーズに応えることができるよう、大学・研修機関・児童福祉施設等がコンソーシアムを構築し、相互に情報を共有しながら、質の高い研修課程を開講するものです。2024年度は一部の大学・機関で密な連携を図りながら研修を実施し、その研修の成果を評価した上で、2025年度以降は、より多くの大学・機関において拡大実施することを目指しています。

3　当センターの役割

2024年度は、社会福祉士・精神保健福祉士をすでに取得している実務者が本資格を取得する「有資格者ルート」に対応する研修の実施やその評価を支援します。具体的には、研修動画の製作支援や､各演習実施機関が地域の特性や事情を踏まえて演習が実施できるよう支援を行います。併せて、効果的な演習にしていくことを目的に、参画する機関相互の情報交換を密にし、内容の擦り合わせや共有などを丁寧に行っていきます。

MEMO

地図・アクセス

（広域地図）

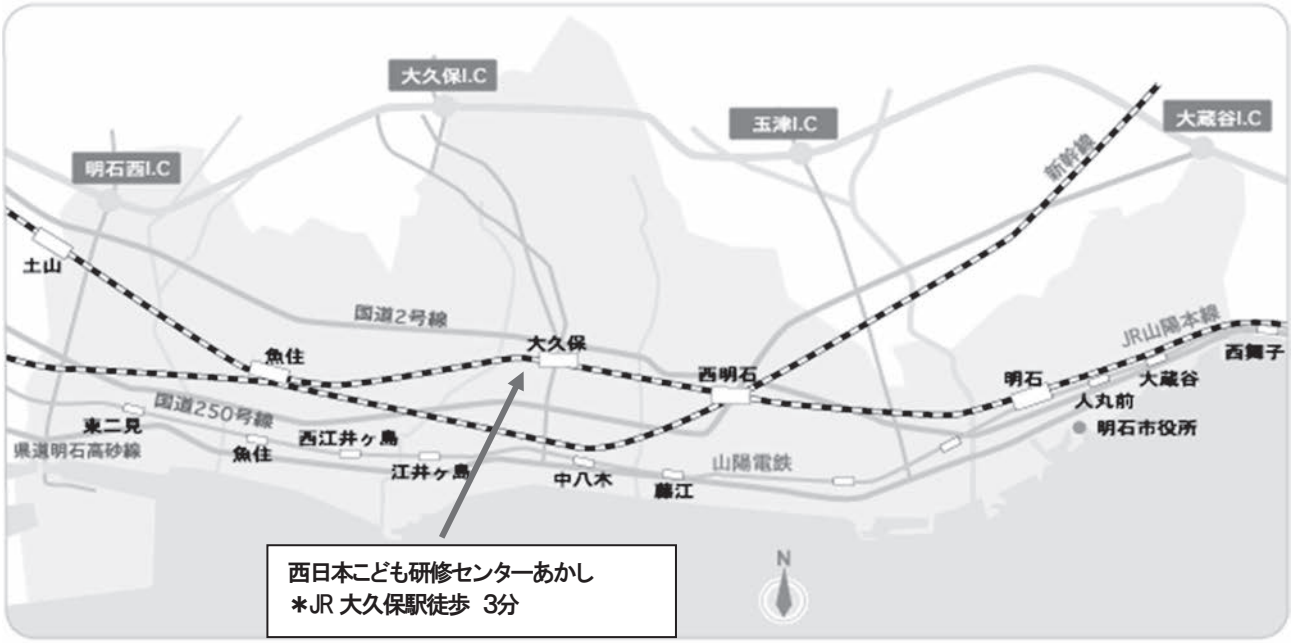

（詳細地図）

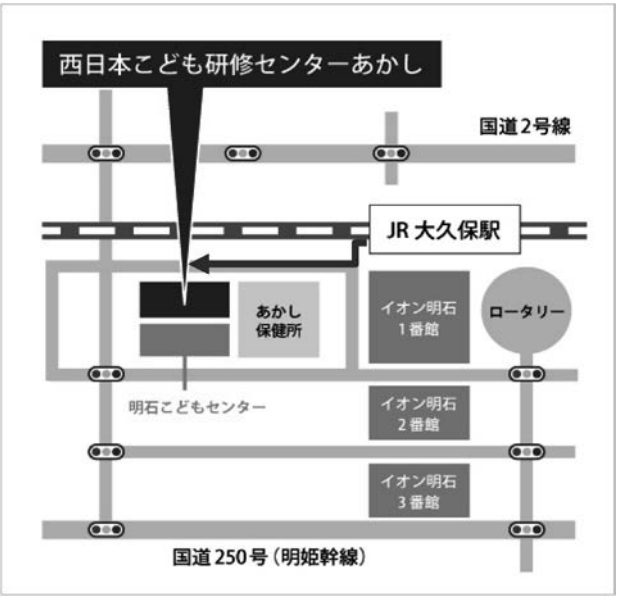

【アクセス】

○電車（在来線）

JR山陽本線・神戸線　大久保駅から徒歩３分

※大久保駅には新快速は停まりません。
神戸方面からお越しの方は西明石駅で、姫路方面からお越しの方は加古川駅で、普通電車にお乗り換えください。

○新幹線

西明石駅で在来線にお乗り換えください。

○駐車場

当センターに受講者用の駐車場はございません。
公共交通機関をご利用ください。

（参考）**【宿泊施設情報】**

明石観光協会のホームページをご覧ください（https://www.yokoso-akashi.jp/stay）

西日本こども研修センターあかし

〒674-0068　兵庫県明石市大久保町ゆりのき通１丁目４－７
TEL ０７８－９２０－９６７５　FAX ０７８－９２０－９６７１
（平日８時55分～17時40分）
代表アドレス　info@akashi-nkkc.jp